

『堺市博物館報』『堺市博物館研究報告』掲載論文等の著者
ならびに著作権継承者の皆様へ

堺市博物館
(公印省略)

『堺市博物館報』『堺市博物館研究報告』掲載論文等の
電子的公開について（お願い）

堺市では、これまで『堺市博物館報』『堺市博物館研究報告』（以下、研究報告等）に掲載された論文等の一部を堺市博物館ホームページに公開することで、研究成果の発信に努めてまいりました。

今後、未掲載の論文等についても冊子残部が無くなったものから順次掲載し、博物館の調査研究および学術研究の発展に貢献していく所存でございます。

つきましては、以下のとおり研究報告等に掲載された論文等の著者ならびに著作権継承者の皆様に対して、このお知らせにより電子的公開に関する許諾をお願い申し上げます。

こちらは、発行元である堺市博物館に対して、著作権法第 21 条から第 28 条（第 21 条は複製権、第 23 条は公衆送信権、第 27 条は翻訳・翻案権に関する規定）に定められた権利について、電子的公開に必要な範囲で利用の許諾をいただくもので、著作権を譲渡していただくものではございません。

対象巻号：第 1 号（昭和 57 年 3 月発行）～第 44 号（令和 7 年 3 月発行）

掲載先：堺市博物館ホームページ

※当面は販売が終了した、もしくは当初より販売をしていなかった、第 1 号～第 19 号、第 22 号、第 23 号、第 26 号、第 27 号、第 30 号、第 32 号の公開を予定しています（第 35 号・第 36 号は既に公開済）。

電子的公開をご了解いただけない場合には、掲載対象と致しませんので、お手数ではございますが、令和 8 年 9 月 30 日までに、以下の連絡先までご一報ください。また、期日までにご連絡がない場合、電子的公開をご異議がないものとして掲載作業を進めて参りますが、期日後であっても不都合の旨、ご連絡いただければ速やかに電子的公開を停止いたします。

なお、論文等で引用されている写真、絵、図表の著作権について、著作権者から許可が得られない場合には、該当部分を非掲載といたします。当館において権利確認を行った場合も、同様の取り扱いをいたします。

執筆者の皆様におかれましては、本計画の趣旨をご理解いただき、ご賛同いただけますよう、何卒、宜しくお願い申し上げます。

《お問い合わせ先・連絡先》

堺市博物館学芸課（担当：海邊）

〒590-0802 堺市堺区百舌鳥夕雲町 2 丁 大仙公園内

Tel: 072-245-6201

E-mail: hakugaku@city.sakai.lg.jp